

四万十消防署移転整備事業基本計画

令和5年6月

幡多中央消防組合

目 次

第1章 基本計画の趣旨	1
1. 現在の消防組織と変遷	1
2. 基本計画策定の経緯	1
3. 基本計画の役割	2
第2章 現状と課題	3
1. 課題の抽出と整理	3
(1) 庁舎の現状	3
(2) 課題整理と必要性	3
2. 上位・関連計画の整理	7
(1) 四万十市総合計画	7
(2) 四万十市国土強靱化計画	8
(3) 四万十市地域防災計画	9
(4) 四万十市都市計画マスタープラン	10
(5) 四万十市立地適正化計画	11
3. 主要課題の設定	12
第3章 建設に係る方針と機能	13
1. 基本方針	13
2. 基本条件	14
(1) 組織体系	14
(2) 配置職員	15
(3) 配置予定車両	16
3. 機能の設定	16
(1) 災害活動拠点機能	16
(2) 訓練活動拠点機能	17
(3) 市民啓発拠点機能	18
(4) 情報発信拠点機能	18
(5) 附帯施設	18

第4章 建設候補地	19
1. 建設候補地の抽出	19
2. 建設候補地の選定	21
(1) 建設候補地の選定プロセス	21
(2) 第1次スクリーニング	22
(3) 第2次スクリーニング	24
(4) 第3次スクリーニング	26
(5) 第4次スクリーニング	38
(6) 建設候補地の選定	44
第5章 最終建設候補地	45
1. 敷地の諸元	45
2. 敷地の構成	46
3. 敷地の状況	46
(1) 周辺状況	46
(2) 災害リスク（揺れ、津波、洪水、土砂災害）	48
(3) 現地盤	48
(4) インフラ整備状況	48
4. 関係機関協議	49
(1) 国道56号/高規格道路（国）	49
(2) 河川区域	49
(3) 国道56号（警察）	49
(4) NTT設備	50
(5) 土佐くろしお鉄道	50
5. 造成計画	51
(1) 敷地の嵩上げ	51
(2) 構造物	51
(3) 雨水排水	51
(4) 堤防管理用道路の整備	51
6. 車両動線計画	52
(1) 緊急車両動線	52
(2) 一般車両動線	52

第6章 施設整備計画	53
1. 広域防災拠点施設	53
2. 施設概要	54
3. 諸室計画	55
(1) 庁舎	55
(2) 訓練施設	58
(3) 附帯施設	58
(4) その他	59
4. 構造計画	60
(1) 耐震安全性の確保	60
(2) 構造方式の検討	62
(3) 構造種別の検討	63
5. 設備計画	64
(1) 共通事項	64
(2) 電気設備計画	64
(3) 機械設備計画	66
6. 一般的事項	68
(1) バリアフリー	68
(2) 省エネルギー	68
7. 配置計画	68
(1) 敷地利用の前提条件	68
(2) 主要施設の検討	69
(3) 配置計画	71
8. 庁舎計画	73
(1) 庁舎ゾーニング	73
(2) 庁舎平面計画	73
第7章 概算事業費	75
第8章 事業スケジュール	76

(巻末) 参考資料

1. 【第4章関係】敷地選定に関する資料.....	78
(1) 第2次スクリーニング関係 - 各候補地の状況.....	78
(2) 第3次スクリーニング関係 - ハザードマップ.....	86
2. 【第4章関係】液状化対策に関する資料.....	90
3. 【第5章関係】関係法令等.....	92
(1) 適用法令.....	92
(2) 適用条令、規則、制度等.....	93
4. 【第6章関係】広域防災拠点に関する資料.....	95
5. 【第6章関係】ヘリポートに関する資料.....	97
6. 【第6章関係】基本計画図.....	100
7. 【第6章関係】基本計画図（参考案）.....	100

第1章 基本計画の趣旨

1. 現在の消防組織と変遷

幡多中央消防組合は、四万十市と黒潮町で組織し消防本部のもとに2消防署、1分署を置き80名の職員が警防、予防、総務の業務を執り行っている。(高知市消防局との交流職員1名、庶務担当事務職員1名を含む。)

消防本部・四万十消防署の主要な消防車両として、水槽付きポンプ車2台、ポンプ車1台、救助工作車1台、救急車3台、運搬車2台、指令車2台、査察車1台、ボートトレーラー2台を配備している。



また、1市1町それぞれに非常備消防としての消防団を組織し、管内825名(四万十市596名・黒潮町290名・管内定員886名・充足率93%)の団員が地域の消防活動に携わっているが、団員の高齢化や消防活動に対する理解、協力が困難な傾向にあることなどから、今後の団員確保が懸念される場所である。

主要機材はポンプ車13台、積載車51台、小型動力ポンプ64台が配備されている。

幡多中央消防組合(四万十消防署)の変遷

昭和29年3月31日	中村市消防本部を設置
昭和40年4月1日	中村市消防署を設置
昭和45年4月1日	中村市消防署において救急業務を開始
昭和48年6月1日	幡多中央消防組合発足(幡多中央消防組合中村消防署に変更)
平成18年3月20日	中村消防署を四万十消防署に変更

2. 基本計画策定の経緯

幡多中央消防組合は、昭和48年6月、1市2町1村(中村市・大方町・佐賀町・西土佐村)をもって発足以来、制度、人員、施設、装備等の消防力の充実強化を進め、住民の安全・安心の確保に努めてきた。

現在の消防を取り巻く環境は、住民の高齢化や建築物の大規模化などの社会環境の変化により複雑、多様化しその対策が喫緊の課題である。

また、現庁舎は昭和59年4月に建設されて以降、約40年が経過し老朽化が著しく進行しているため、災害応急対策の拠点施設としての機能が十分に発揮されない状況にあるとともに、現在、国が整備を進めている大方四万十道路のルート上に位置することからも、庁舎移転について早急な検討が必要となっている。

このような課題を解決し、南海トラフ地震をはじめ台風や集中豪雨による大規模災害に対応するためには、これまで以上の防災力強化や危機管理体制の充実とあわせ、広域連携による消防基盤の強化に努めなければならない。

こうした背景から、複雑、多様化する災害への対応や安全・安心なまちづくりを推進するための防災拠点として、新庁舎建設に向けた基本方針を定めるとともに、具体的な条件等を整理した基本計画を策定した。

3. 基本計画の役割

基本計画は課題抽出と整理のもと、上位・関連計画の方針等と整合した基本方針に基づき、新庁舎に求められる役割、機能、規模、配置計画、平面計画等について検討を行いその内容を取りまとめたものである。

なお、「第6章 施設整備計画」に示す事項については、今後実施される基本計画においてさらなる検討を行うものであり、詳細については協議の上、決定していくこととする。

第2章 現状と課題

1. 課題の抽出と整理

幡多中央消防組合（四万十消防署）は、消防本部と消防署の両機能を併設した消防活動拠点施設として昭和 59 年に現位置（四万十市右山）に建設されたものであり、建築年数の経過と社会環境の変化により現状を取り巻く課題は多岐に及んでいる。

(1) 庁舎の現状

（令和5年4月現在）

名称	所在	建築年数	構造	建築面積 (延床面積)	敷地面積	経過年数
消防本部 四万十消防署	右山 750-1	S59.4	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階(一部4階)建	665m ² (1,625m ²)	1,515m ²	39年

(2) 課題整理と必要性

① 建物

【現状と課題】

昭和 59 年 4 月に供用開始以降、約 40 年が経過し庁舎の雨漏りをはじめ、電気・機械設備の老朽化が進んでいる。

また、業務拡大による職員増加、消防需要の変化に伴い、事務室、出動スペース、仮眠室、消防団控室、書庫や倉庫等多くの場所でスペースが不足し、女性用トイレの確保も困難である。特に仮眠室は救急隊 3 名、警防隊 5～7 名での使用となっており、感染症対策（新型コロナウイルス等）が十分に行えない。

【必要性】

- ・災害活動拠点としての機能を発揮するため、諸室の面積不足の解消と新たな機能に対応するスペースの確保。
- ・将来の女性消防職員採用を考慮し、仮眠室、浴室、トイレなどの女性専用室の確保。
- ・感染症対策（新型コロナウイルス等）が可能な環境改善。





南側近景



南東側近景



3階スラブのクラック



壁のクラック・剥れ

② 車庫

【現状と課題】

車両の増加や大型化によって全て収容できない状況が続く。車庫に入りきらない車両4台は屋外及び敷地内別棟に駐車している。また、車両後方が出動準備スペースを兼ねているため、緊急出動時の防火衣装着や車両への資機材積載に支障がある。

【必要性】

- ・ 現在保有する全車両の収容と将来増台に対応できるスペースの確保。
- ・ 迅速かつ安全な出動態勢を整えるため、車庫の附随施設として広い出動準備室や資機材庫の確保。



車庫

一部車両は別棟へ



狭隘な出動準備室

③ 訓練施設

【現状と課題】

現庁舎は簡易な訓練塔（主塔）のみで、屋外訓練場についても一部駐車場と共用している。周辺には倉庫やカーポートがあり非常に狭いため、十分な訓練ができない状態である。

【必要性】

- ・ 実災害に近い訓練が可能な施設と併せ消防団、その他の防災機関等との連携活動訓練にも対応できる施設整備。

④ 駐車場

【現状と課題】

緊急時における招集職員の駐車スペースが十分ではない。

また、火災予防相談をはじめ一般の来庁者も少なくないが、その駐車場も不足しているうえ、庁舎に入る敷地内動線も確保できておらず、段差などもあるため来庁者の通行に支障がある。

【必要性】

- ・ 緊急招集時や一般来庁者にも対応できる駐車スペースの確保。



⑤ 敷地

【現状と課題】

限られた敷地内（1,515 m²）に庁舎（665 m²）、訓練塔（36 m²）、倉庫（120 m²）、カーポート（20 m²）などが立地しているため、屋外スペース（670 m²）は非常に狭く、大規模災害時の受援体制が確立できない。

【必要性】

- ・ 県内消防本部の集結場所としての機能や他県等からの応援を受ける場合の受援機能が求められるため、ヘリポートを含む十分な敷地面積の確保。

⑥ 立地

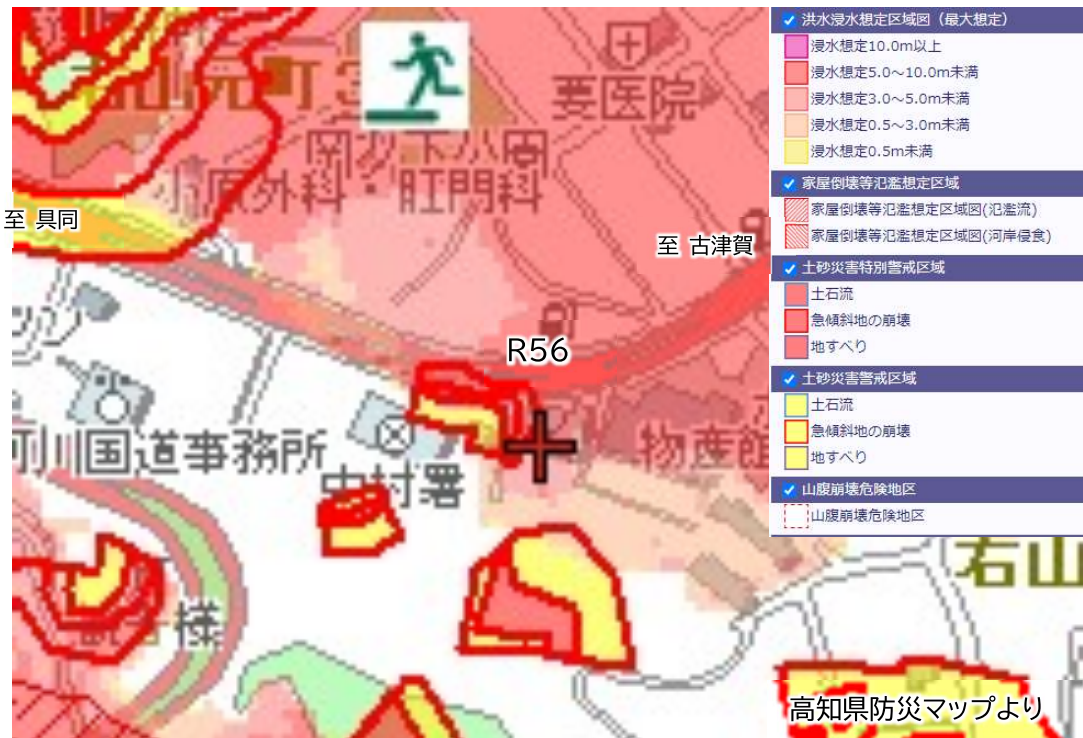
【現状と課題】

国道 56 号沿線に立地し、特に中心市街地（中村）や近隣市街地（東山・具同）などへ容易に出動でき、四万十 IC へのアクセスにも問題ない。

しかし、敷地のほとんどが洪水浸水区域（最大 5～6 m）であるほか、南側と西側が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）となっている。

【必要性】

- ・ 幹線道路への容易な接続、災害リスクを回避できる立地の確保。



2. 上位・関連計画の整理

新庁舎建設にあたり上位・関連計画での位置付けと方向性を次のとおり整理する。

(1) 四万十市総合計画(平成 27 年3月/後期基本計画:令和2年3月)

地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針。

■四万十市総合計画/後期基本計画(P16～P17 抜粋)

施策5 消防・救急体制の充実

市民の関心が高い「安全・安心」への備えは、地震や津波等の大規模な災害のみならず、火災や緊急時の救命活動等、日常的にも求められるものだが、その対応については、質・量ともに大きく変化しており、消防の任務はますます重要性が増している。常備消防機関となる幡多中央消防組合との連携がこれまで以上に必要となってきており、将来の高速道路延伸に伴う消防組合庁舎移転時には、消防・防災拠点としての機能強化等の検討も必要。

本市においては、あらゆる災害を想定し、消防水利をはじめ、消防団に係る消防車両、資機材などの充実を図るため、計画的に整備を進めている。

施策名	内容
1 消防体制の強化と防火の推進	①消防装備、資機材の充実 <u>・複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図る。</u> ②消防団活動の向上 ・地域に密着し活動する消防団員の確保を積極的に推進し、機動力の向上に努める。 ③防火対策 ・地域での防災訓練や広報等での啓発により、市民に対する防火意識の高揚を図る。 ・火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進する。
2 救急・救助体制の充実	①救急業務の高度化と緊急通報の多様化 ・幡多中央消防組合と連携し、 <u>救急隊員の技術向上及び救急・救助体制の充実を図ることにより、救急業務の高度化と救命率の向上に努める。</u> また、聴覚・言語等に障害がある方からの通報に対する Net119 緊急通報システムや外国人からの通報に対する外国語通報通訳サービスの整備にあわせて、 <u>対象者への周知や広報・啓発に努め、緊急時のスムーズな対応につなげる。</u> ②応急処置の普及啓発 ・ <u>市民を対象にした救命講習会への参加</u> や事業所等への AED の設置を呼びかけ、救命率の向上に努める。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的実施するとともに、AED の耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行う。

(2) 四万十市国土強靱化計画(令和2年5月)

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

すなわち、国土強靱化に係る部分については、本計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し国土強靱化を推進する。

■四万十市国土強靱化計画(P9、P22 抜粋) 第3章 四万十市を強靱化するための推進方針 目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
最悪の事態 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生 ●庁舎や医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化、建て替えなどを着実に推進する。 → <u>市庁舎、消防、医療施設などの災害時の防災対応施設の耐震が必要。【行政機能】</u>
■四万十市国土強靱化計画(P14、P24 抜粋) 第3章 四万十市を強靱化するための推進方針 目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
最悪の事態 2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足 (応急活動を担う機関が機能を喪失する) ●災害時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能を維持するため、洪水浸水区域外への移転や建て替え、庁舎の耐震化、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などの対策を推進する。 → <u>行政機能が喪失するリスクを軽減することが必要。【行政機能】</u> (応急活動を効率的に展開できない) ●発災時の情報収集や救助救出のために、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備を推進する。 → <u>発災時の情報収集や救助救出に非常に有効なヘリコプターが円滑に活動できるような体制整備が必要。【行政機能】</u> ●大規模災害発生時は、他県、他市等からの応援部隊を受け入れることが必須となるため、受援計画を作成することによって受援体制の構築と実効性の向上を推進する。 → <u>実効性の高い受援体制を構築することが必要。【行政機能】</u> ●災害対策本部、消防、警察、自衛隊などの救助、救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図ると共に、訓練により実効性を高める。 → <u>防災関係機関相互の情報共有、連絡体制の強化が必要。【行政機能】</u> ●住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築を推進する。 → <u>住民の安否や要救助者の情報の速やかな把握が必要。【行政機能】</u>

(3) 四万十市地域防災計画(平成 17 年 12 月)

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、四万十市防災会議が作成する風水害等の対策に関する計画で、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、住民の生命、身体、財産及び地域の文化遺産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減（防災・減災）を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に定めた計画。

■四万十市地域防災計画/一般災害対策編(P9抜粋)	
第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
2 市の地域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
四万十市	<p>【災害復旧・復興】</p> <p>(19) 災害復旧・復興の実施</p> <p>2 四万十市消防団、幡多中央消防組合 四万十消防署、西土佐分署</p> <p>(1) 応急災害対策業務、防災思想の普及</p> <p>(2) 消防活動、水防活動、その他の応急措置</p> <p>(3) 避難支援及び被災者に対する救助及び救護活動</p> <p>(4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</p>
■四万十市地域防災計画/地震・津波災害対策編(P26 抜粋)	
第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
第 11 節 地震防災緊急事業5箇年計画	
<p>南海トラフ地震から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等について「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業の実施に継続的に努める。なお、既存市有施設の耐震化は整備計画を作成し整備を図る。</p> <p>(1) 建築物、構造物等の耐震化</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備</p> <p>(3) 津波発生時における避難対策施設（避難誘導施設、海岸保全施設、河川管理施設等）の整備</p> <p>(4) 地域防災拠点施設（ヘリポート含む）の整備、改築又は補強</p> <p>(5) 消防用施設及び消防用資機材等の整備</p> <p>(6) 消防活動を確保するための道路の整備</p> <p>(7) 高規格道路等の整備</p> <p>(8) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設等の整備</p> <p>(9) 無電柱化の事業</p> <p>(10) 市立の保育所、小学校、中学校、公民館等の改築又は補強</p> <p>(11) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等の整備</p> <p>(12) 通信施設の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア デジタル同報系防災行政無線の新設</p> <p style="padding-left: 20px;">イ デジタル移動通信系防災行政無線の増設</p> <p>(13) 密集住宅市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場、その他公共空地又は建築物の整備</p>	

(4) 四万十市都市計画マスタープラン(平成 29 年3月)

各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、市町村の定める都市計画の方針を定めるもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第 18 条の 2) という。

■四万十市都市計画マスタープラン(抜粋)

第2章 全体構想

2.四万十市の将来都市像 (4)将来都市構造(P123、P124)

中心市街地においては人口規模に応じ効果的に都市機能を集積し中心拠点形成。産業の振興や安全・安心な都市づくりを行うため、機能集約拠点として、交通拠点、防災拠点の形成を図り、これらを交通軸で結び連携を強化するとともに、本市の環境及び観光の軸となる最後の清流四万十川をはじめとした後川、中筋川などの河川環境の保全・活用に努める。



3.分野別まちづくりの方針

(5)都市防災の方針(P151) ①防災基盤の整備

◇消防署の移転による広域防災拠点整備

四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災の面でも「四国西南の中心都市」となるよう、国土交通省や警察などの既存の施設と連携可能な消防署の整備を推進する。

◇防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備

災害時に生命を守るための避難先、及び、防災活動を行う拠点として、防災拠点基地施設、防災活動拠点施設、防災コミュニティセンターの整備を行う。また、避難先としても活用でき、負傷者の搬送、物資の輸送のためのヘリポートとしても活用可能な防災広場の整備を行う。

災害時、外部からの支援が届くまでに必要な物資を備蓄するための防災備蓄倉庫、飲料水等の確保を行うための耐震性貯水槽、停電時に対応するための自家発電施設を整備することで、緊急時への備えを図る。

(5) 四万十市立地適正化計画(令和2年6月)

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「都市計画マスタープランの高度化版」。少子高齢化・人口減少社会の現状を踏まえ、生活に必要な施設（住居や医療・福祉・商業など）を誘導する場所やその誘導方法と、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進するための計画。立地適正化計画では、主に「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めることで、居住や都市の生活を支える機能を一定の区域に緩やかに誘導し、コンパクトなまちづくりを目指す。

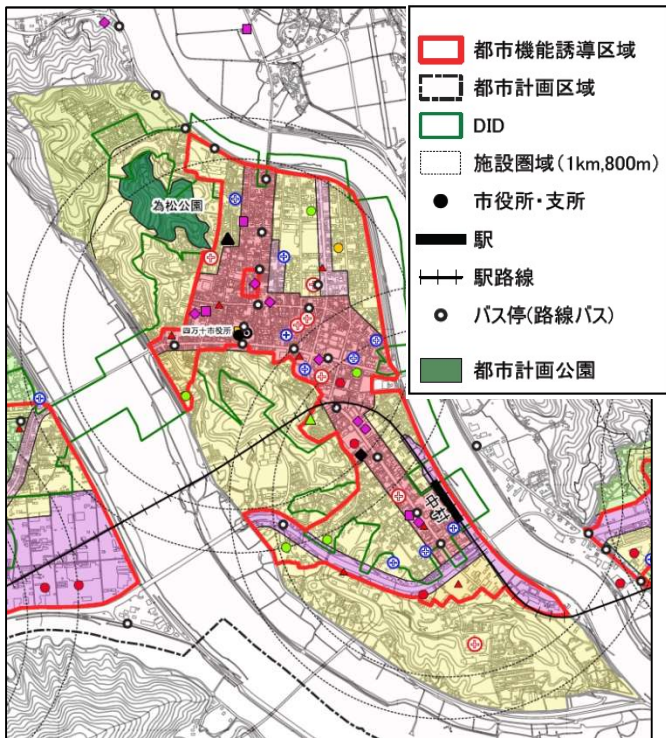
■四万十市立地適正化計画(P77 抜粋)

(3)都市機能誘導区域の設定

2)区域の設定

本市における都市機能誘導区域は、区域の果たすべき役割と効果を発現させる基本的な考え方に基づき、前述の設定基準を踏まえて設定する。

【都市機能誘導区域】 ①中心市街地エリア（面積：136.5ha）



・中村地区の中心市街地は、都市計画マスタープランの中心拠点に位置付けられ、病院、公共施設、商業施設等の都市機能や人口が集積し、駅やバスなど公共交通の利便性が高い地域。

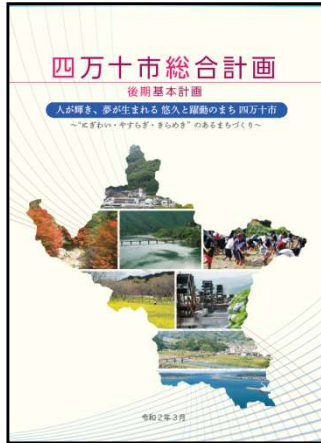
・都市機能誘導区域は地域特性や役割など、これまでの前提条件を踏まえ、左記の赤囲みの範囲として設定。なお、中心市街地内でも災害リスクの高い急傾斜地崩壊危険区域は除く。

都市機能誘導区域	都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。
都市機能誘導区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 ・ 都市の拠点となるべき区域 など ・ なお、都市再生特別措置法の規定や趣旨に鑑み、都市計画区域外、<u>災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域）は、原則として都市機能誘導区域に含めないもの。</u>

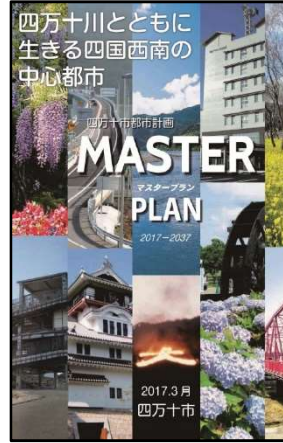
3. 主要課題の設定

現庁舎の現状と課題、また、上位・関連計画での位置付けと方向性を整合し、以下のとおり主要課題を設定する。

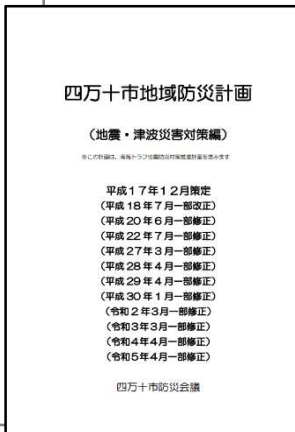
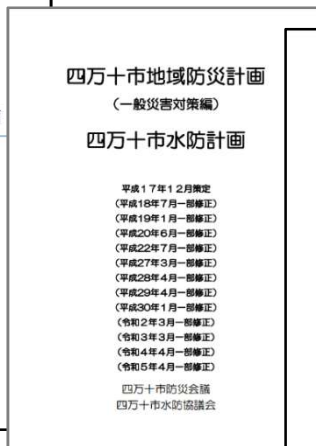
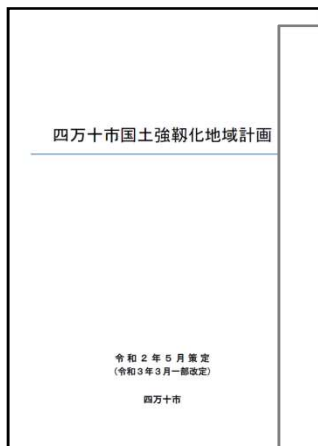
【市の最上位計画】



【まちづくり計画】



【防災関連計画】



上位・関連計画の課題 (方向性)

- ・ 四万十 IC を活用した広域防災活動の確立
- ・ 大規模災害に備えた防災拠点機能の確保、体制の強化、資機材の充実
- ・ 災害リスクの回避
- ・ 国、県、市との連携強化

現庁舎の課題

- ①建物
- ②車庫
- ③訓練施設
- ④駐車場
- ⑤敷地
- ⑥立地

主要課題

- ✓ 大規模災害へ備えた防災力の強化や危機管理体制の充実
- ✓ 広域連携の推進による消防基盤の充実・強化
- ✓ 社会環境の変化による複雑、多様化への対応

第3章 建設に係る方針と機能

1. 基本方針

現庁舎は、幡多地域の大きな役割を担う幡多中央消防組合消防本部と、四万十市の消防活動拠点である四万十消防署が設置されている。今後、建設を進める新庁舎も同様、消防組合の中核となる災害に強い庁舎にするとともに、社会に開かれた施設として基本的な方針を次のとおりとする。

基本方針

✓大規模災害へ備えた防災力の強化や危機管理体制の充実

大規模災害へ対応するため、災害発生後も業務を継続することができるよう、庁舎は十分な耐震性、防火性能を確保し、必要な施設機能を整備するとともに、危機管理体制の強化と災害活動拠点機能を備えた庁舎とする。

✓広域連携の推進による消防基盤の充実・強化

緊急消防援助隊が迅速・的確に活動が行えるよう、必要な施設や設備を整備し広域応援体制を整えるとともに、消防活動を維持するための備蓄や近隣市町村や緊急消防援助隊、自衛隊など円滑に援助受入できる消防基盤を強化する。

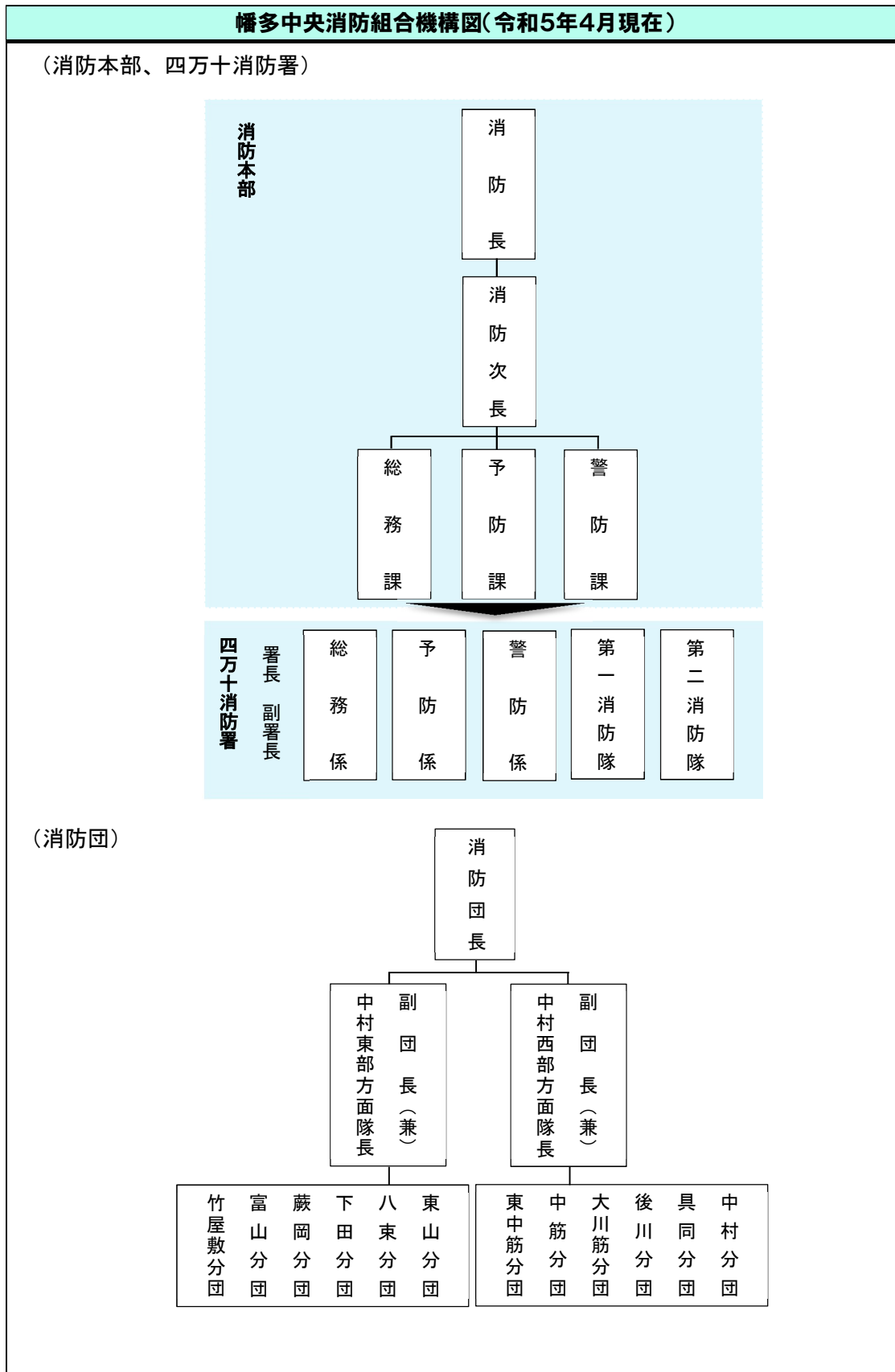
✓社会環境の変化による複雑、多様化への対応

複雑、多様化するニーズに対応するため、機能的な訓練施設を整備し、消防力の向上、安全・確実な災害対策に貢献できる庁舎とする。市民啓発拠点機能の充実により市民の防災知識の向上と誰もが使いやすく開かれた施設とする。

2. 基本条件

(1) 組織体系

新庁舎には、次のとおり幡多中央消防組合消防本部と四万十消防署、消防団を配置する。



(2) 配置職員

現在の庁舎に配置する職員配置は次のとおり。

幡多中央消防組合配置人数(令和5年4月現在)

(職員数)

幡多中央消防組合全体			部 署			
定数	実 員		消防本部	四万十消防署		
82	80		5	40		
	消防吏員	事務員	日勤	日勤	第一 消防隊	第二 消防隊
	79	1	5	9	15	16

(階級別職員数の状況)

階級	職名	職員数	構成比%
司令長、司令	消防長、次長、署長、課長	4	9.0
司令補	副署長、課長補佐	3	6.7
司令補	係長、隊長	7	15.5
司令補、 士長、副士長	副隊長、主任、主幹	22	48.8
副士長、消防士	主査	3	6.7
消防士	主事	5	11.1
事務員	主幹	1	2.2
計		45	100

(3) 配置予定車両

今後、新庁舎の建設計画にあわせ配置を想定する車両は次のとおり。

名 称	車両寸法(m)			台数 (台)
	幅	長さ	高さ	
救助工作車	2.30	7.62	3.25	1
水槽付消防ポンプ自動車	2.33	7.03	3.02	2
消防ポンプ自動車	1.88	5.87	2.75	1
救急車	1.89	5.65	2.49	3
運搬車	1.88	5.20	2.36	2
指令車	1.79	4.92	2.03	3
防災広報車	1.69	4.65	1.49	1
査察車	1.47	3.39	1.99	1
小型バイク (50 cc)	0.66	1.78	0.96	1
小型バイク (125 cc)	0.68	1.80	1.07	1
ボートトレーラー1	1.83	4.54	0.97	1
ボートトレーラー2	1.69	4.70	1.15	1

3. 機能の設定

基本方針に基づき、幡多中央消防組合（四万十消防署）は、幡多地域の中心的役割を果たす災害活動拠点、災害に備える訓練活動拠点や情報発信拠点、さらには、市民意識の向上を図る市民啓発拠点としての機能を総合的に整備する。

(1) 災害活動拠点機能

① 指揮本部

大規模災害や複雑・多様化する特殊災害に迅速かつ的確に対応するため、災害リスクを回避できる新庁舎に指揮本部を設置する。また、災害対策本部や緊急消防援助隊、国、県、市と連携し活動できる体制を確保する。

さらに、市役所庁舎（中村大橋通4丁目）が被災した場合に備え、災害対策本部の代替機能を図る。

② 車庫

消防本部と四万十消防署が有する消防車両を全て収容できるものとし、水槽付ポンプ自動車等の大型車の出動に支障がない道路に接道する。また、車庫前面には車両点検などを行うためのスペースを設ける。車庫内は消防車両等が地震の揺れで接触しない距離をとるほか、将来の車両増台にも対応できるスペースを確保する。

③ 出動体制

迅速な出動を図るため、来庁者の車両と交差しない動線を確認するとともに、庁舎内においても出動隊員と来庁者の動線を分離する。また、隊員が素早く準備できるよう事務室や出動準備室、資機材庫等を適切な位置に設ける。

④ 広域応援

大規模災害が発生した場合に、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動が行えるよう必要な施設や設備を整備し広域応援体制を整える。

⑤ 災害備蓄

東日本大震災等の経験を踏まえ、消防活動を維持するため非常用食料を備蓄する。さらに、近隣市町村や緊急消防援助隊、自衛隊などの援助の受入場所や設備、規模について検討する。

(2) 訓練活動拠点機能

① 火災防御訓練

消防団員が火災現場で安全に活動できるよう消防機械器具の取り扱いや消防車両の放水技術を習得するため、実際に火災現場を想定し放水できる訓練場を整備する。

② 救助技術訓練

消防職員の救助技術の向上を図るため、各種救助訓練のできる訓練施設を整備し、複雑・多様化する災害に対し、救助隊の活動能力の強化と災害現場における二次災害の発生防止を図る。

③ 救急訓練

救急隊員の知識と技術の向上を図るため、救急資材の取り扱い訓練はもとより、救急隊と救助隊・消防隊間も連携し訓練できる施設を整備し救命率の向上を図る。

④ 総合訓練

大規模災害や特殊災害が発生した場合、消防本部、消防団、防災関係機関の連携が重要であるため、総合的な訓練を可能にする訓練場を整備する。

⑤ その他

消防職員の体力強化を図るためにトレーニング室を整備する。また、訓練場と施設の整備は、平常時と非常時の利用方法を考慮した敷地の効率的な運用を図る。

(3) 市民啓発拠点機能

① 多機能会議室

平常時は研修会や各種講習会を行うことができる機能を有し、非常時には災害活動拠点として活用できる多機能な会議室を確保する。

② 防災展示コーナー

各種消防総計や広報資機材、消防用設備などを展示し市民の防災知識の向上と消防用設備等の取り扱いについて普及と啓発を図る。

(4) 情報発信拠点機能

① 情報発信

非常時に防災関係機関との専用回線を活用し確実な情報共有を図るとともに、市民に対し巡回広報やメール等を利用して迅速かつ正確な情報を提供できる機能を確保する。

(5) 附帯施設

① ヘリポート

大規模災害時の航空隊による救助活動、需要が増すドクターヘリの救急活動を可能とする離着陸場を整備する。

② 自家用給油所

緊急車両の燃料及び、停電が発生した際における石油製品の安定的な供給を図る。